

○経済産業省告示第二百六十九号

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示

第一条 次に掲げる告示の様式中「五」を削る。

一～四 「略」

五 登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類（平成三十一年経済産業省告示第百十号）第二号

六 「略」

第二条～第十条 「略」

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。